

愛知県総合射撃場
指定管理者募集要項

令和8年7月
愛知県スポーツ局

目 次

第 1 施設の概要

1 名称	1
2 設置目的・役割	1
3 沿革	1
4 所在地	1
5 施設の規模等	1
6 施設の利用状況	2
7 利用料金	2

第 2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務	2
2 指定管理者が行う管理の基準	2
3 リスク分担	2
4 指定の期間（予定）	2
5 業務に必要な経費等	2

第 3 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格	3
2 申請手続等	3
3 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成	5

第 4 審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項

1 審査の方法	6
2 審査の日程	6
3 選定会議	6
4 審査基準等	6

第 5 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定	8
2 指定管理者の指定	8
3 指定管理者との協定締結	8

第 6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限	8
2 暴力団の排除	9
3 個人情報の取り扱い	9

4 情報公開への対応	9
5 災害等発生時の対応	9
6 法令等の遵守	9

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9

第8 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は優先交渉権者からの除外	10
2 業務開始前における指定の取消し	10
3 申請書類等の取扱い	10
4 費用負担	11
5 言語、通貨及び単位	11
6 ネーミングライツ（施設の命名権付与）	11
7 その他	11

第9 事業実施状況のモニタリング（監視）等

1 モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表	11
2 監査委員による監査	11
3 指定の取消し等	11
4 業務の引継ぎについて	12

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

（別表）リスク分担表	13
------------	----

○様式・資料については、「様式・資料編」を参照してください。

愛知県総合射撃場指定管理者募集要項

愛知県（以下「県」という。）は、愛知県総合射撃場について、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号。以下「条例」という。）及び指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年愛知県条例第52号）の規定に基づき、以下のとおり愛知県総合射撃場の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

愛知県総合射撃場

2 設置目的・役割

スポーツの振興を図るため、射撃を行う者に射撃施設及び会議室を利用させる。

3 沿革

平成5年8月 開場、財団法人愛知県スポーツ振興事業団に管理委託

平成18年4月 指定管理者制度を導入

（現在の指定管理者：公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団）

令和6年12月 長寿命化改修工事等を実施（令和8年度中完了予定）

4 所在地

豊田市宇連野町ウネ畑12番95

※資料1「総合射撃場案内図」参照

5 施設の規模等

敷地面積 247,390.68㎡

建築面積 6,690.99㎡

建築延面積 10,142.27㎡

建物の構造等

名称	構造	建築年度	備考
新管理棟	鉄骨造 2階建	2026年度	第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第5射撃場
ライフル棟	鉄筋コンクリート造 2階建	1993年度	第5会議室 第6会議室 第1射撃場、第2射撃場
大口徑ライフル棟	鉄筋コンクリート造 平屋建		第3射撃場
トラップ上屋1基	鉄骨造 平屋建		第4射撃場内 内1基 2026年度新築
スキート上屋3基	鉄骨造 平屋建	1993年度、 2026年度	
ローハウス4棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	2026年度	内1棟 2026年度新築
ハイハウス4棟	鉄筋コンクリート造 2階建		
プーラーハウス5棟	鉄骨造 平屋建	1993年度、 2026年度	
選手控室2棟	鉄骨造 平屋建	1993年度	
屋外便所3棟	鉄筋コンクリート造 平屋建		

実包火薬庫	鉄筋コンクリート造 平屋建		
ポンプ室	鉄筋コンクリート造 平屋建	1993年度	
倉庫	鉄骨造 平屋建		
小口径ライフル監的壕	鉄筋コンクリート造 地下1階建		第1射撃場内
大口径ライフル監的壕	鉄筋コンクリート造 地下1階建		第3射撃場内
トラップピット	鉄筋コンクリート造 地下1階建	1993年度、 2026年度	第4射撃場内 一部 2026年度新築
S Bバックストップ庇	鉄骨造 平屋建	1993年度	第1射撃場内
L Bバックストップ庇	鉄骨造 平屋建		第3射撃場内

駐 車 場 あり

※資料2「愛知県総合射撃場配置図・平面図」参照

6 施設の利用状況

※資料3「愛知県総合射撃場の利用状況」参照

7 利用料金

※資料4「現行利用料金一覧表」参照

第2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）

- (1) 愛知県総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用を許可すること。
- (2) 射撃場の利用の許可に条件を付けること。
- (3) 射撃場の利用の中止を承認すること。
- (4) 射撃場の利用に係る指示をすること。
- (5) 射撃場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- (6) その他射撃場を維持管理し、及び運営すること。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 射撃場を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (3) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (4) (1) から (3) のほか、県が定める基準
 - ◎ なお、業務及び管理の基準の詳細は「愛知県総合射撃場管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により定めます。

3 リスク分担

県とのリスク分担は、別表「リスク分担表」とおりとします。

4 指定の期間（予定）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費等

条例第6条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）及びその他の収入をもって、業務を行うものとします。

県は射撃場の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については協議の上決定し、年度別協定で定めます。

額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めないこととします。ただし、指定管理料の額を変更すべき特別な事由が生じた場合には、協議の上、額を変更するものとします。

なお、射撃場の過去3か年の収支の状況は、資料5のとおりです。

第3 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、指定期間中に射撃場を安全円滑に管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、次に掲げる（1）から（6）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- （1）地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないものでないこと、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- （3）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （4）法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （6）申請書類提出の日から指定管理者候補者の選定通知を受けた日までに愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

2 申請手続等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ提出してください。

なお、共同体による申請の場合には、（2）ウの「申請する法人等に関する書類」は構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

また、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合による申請の場合で、申請書類提出時点で業務の配分を受ける組合員が決まっている場合には、（2）ウの「申請する法人等に関する書類」は配分を受ける全ての組合員のものを提出してください。

（1）提出部数

申請書類は、原本1部、副本20部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、副本には原本証明をしてください。

なお、原本、副本とも目次・ページ数を付け、二穴綴じファイルに綴じるとともに、ファイルの表紙及び背表紙に申請者及び申請する公の施設の名称を明記してください。

(2) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）
- イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・・・・（様式2、3）
- ウ 申請する法人等に関する書類
 - (ア) 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - (イ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - (ウ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）
 - (エ) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書（過去3年分）
 - (オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・・（様式4）
 - (カ) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。
 - (キ) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・（様式6）
- エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）
- オ 共同体構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・（様式8）
- カ 共同体協定書の写し（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・（様式9）
- キ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式10）

(3) 説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

- ア 説明会の開催
 - 日 時：令和8年7月14日（火）13時から
 - 集合場所：愛知県庁西庁舎8階スポーツ局A会議室
 - 参加申込：様式11に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、愛知県スポーツ局競技・施設課 施設第一グループ宛にお送りください。
 - 申込締切：令和8年7月10日（金）午後5時まで
 - 留意事項：
 - ・現地説明会では、施設の設置目的、管理運営の基本方針・理念、施設の現況、過去の利用料金収入や管理運営費の推移等の詳細情報をご説明し、希望者には施設見学を行いますので、指定管理者に申請する予定の方は、原則として参加してください。
 - ・参加人数については、1申請者につき2人までとしてください。
 - ・当日配布する資料について、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、愛知県スポーツ局競技・施設課で配布します。
- イ 募集内容等に係る質問の受付
 - 受付期間：令和8年7月24日（金）午後5時まで
 - 質問方法：質疑書（様式12）により、郵送、FAX又は電子メール（kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp）により、愛知県スポーツ局競技・施設課宛にお送りください。
 - 回答方法：受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、令和8年8月7日（金）を目途に、県のウェブページ（リンク掲載）にて回答する予定です。

(4) 申請書類の受付

- 受付期間：令和8年8月17日（月）から8月31日（月）までの午前9時から午後5時まで
※ただし、土日及び祝日は除きます。
- 受付場所：愛知県スポーツ局競技・施設課

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、郵送の場合にも、上記受付期間内必着とします。

(5) 留意事項

上記各種書類を郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

3 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成

(1) 「指定管理者指定申請書総括表」の作成について

様式2-2「指定管理者指定申請書総括表」は、(2)の各計画事項の要点を簡潔に記入してください。

様式2-2の作成においては、フォントは10.5ポイントとし、行数(68行以内)、行文字数(40字)を変更せずに作成してください。

様式2-2は、電子ファイルでも提出してください。

(2) 計画の作成について

計画1から計画16までの事項ごとに所定の様式に指定管理者としての考え方を記入してください。

図、表等を使用してもかまいません。また、ページが複数になってもかまいませんが、各計画について1～3ページ程度(各計画内で添付する様式については、これに含まない。)で記入してください。

計画一覧

計画1	平等な利用の確保に関する方針(詳細は様式3-1)
計画2	施設の基本的な管理運営方針(詳細は様式3-2)
計画3	施設の維持管理についての考え方(詳細は様式3-3)
計画4	利用者サービス向上への取組(詳細は様式3-4)
計画5	利用促進への取組(詳細は様式3-5)
計画6	地域や関係機関との連携についての考え方(詳細は様式3-6)
計画7	経費縮減への取組(詳細は様式3-7)
計画8	管理運営に係る収支計画の概要(詳細は様式3-8-1、3-8-2、3-8-3)
計画9	施設管理に関する技術等(詳細は様式3-9)
計画10	施設管理の実施体制の概要(詳細は様式3-10-1、3-10-2、3-10-3)
計画11	人材育成の方針(詳細は様式3-11)
計画12	緊急時の体制の概要(詳細は様式3-12)
計画13	個人情報保護及び情報公開に対する考え方(詳細は様式3-13)
計画14	諸規程の整備又は方針(詳細は様式3-14)
計画15	管理運営に係るPR事項(詳細は様式3-15)
計画16	自主事業に関する提案(様式は任意)

(3) 指定管理者業務の実施に関する計画書作成上の条件

ア 指定管理者業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、当募集要項、仕様書等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

イ 収支計画書(様式3-8-2)は、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。

ウ 指定管理者業務の実施に関する計画書はA4判で作成してください。また、ページ

数を中央下に表記してください。

(4) 自主事業に関する提案

指定管理者業務以外に、施設の設置目的を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することを目的として、施設内において、自らの責任により自主事業を行うことができます。施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、任意の様式により事業計画を提出してください。

また、継続的に開催されている自主事業は資料6のとおりですので、これを参考に利用促進のための自主事業を提案してください。

なお、自主事業を行うためには、施設の利用許可又は行政財産の目的外使用許可が必要になるとともに、利用料金又は使用料の支払いが必要になります。

第4 審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項

1 審査の方法

県は、愛知県スポーツ局指定管理者等選定会議（以下「選定会議」という。）における審査結果等を踏まえ、指定管理者として最も適切で優秀な団体を指定管理者の優先交渉権者として選定します。なお、最終的には、県議会の議決を経て、県が指定管理者を指定します。

2 審査の日程

審査は、令和8年9月上旬から令和8年9月中旬を予定しています。プレゼンテーション、ヒアリング等を行う場合には、別途連絡します。

3 選定会議

射撃場を所管する愛知県スポーツ局職員及び外部有識者等で構成します。

4 審査基準等

指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条第3項各号の基準により、県において、優先交渉権者を選定します。

審査基準ごとの審査の観点及びウエイトは、次のとおりとします。

※「条例」は指定管理者による公の施設の管理に関する条例をいう。

審査基準		審査の観点	配点 ウエイト
1	業務計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られること (条例第3条第3項第1号)	・利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格
2	業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的に達成することができるものであること (条例第3条第3項第2号)	・施設の設置目的との整合性	40
		・申請者の取組姿勢	
		・利用者に対するサービスの向上	
		・施設等の利用促進策	
3	業務計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効率的に達成することができるものであること (条例第3条第3項第2号)	・地域等との連携	30
		・射撃場の管理運営に係る県の経費	

4	業務計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること (条例第3条第3項第3号)	・申請者の実績等		20
		・人的能力(管理運営組織)		
		・経営の安定性		
		・個人情報保護等、諸規程の整備		
5	その他の基準 (条例第3条第3項第4号)	社会的価値の実現に資する取組	・環境に配慮した事業活動	10
			・障害者等への就業支援	
			・男女共同参画社会の形成	
			・仕事と生活の調和	
			・その他(エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進)	
合計点数			100	

※ 愛知県公契約基本方針推進本部決定を踏まえ、「5 その他の基準」の「社会的価値の実現に資する取組」の各項目(審査の観点)については、次に掲げる事項を評価し、加点することとしています。

環境に配慮した事業活動

- ・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること

障害者等への就業支援

- ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。)
- ・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること(「協力雇用主の登録」のみである場合は2分の1の点数とする)
- ・当年度又は前年度に障害者就労施設等からの物品および役務の調達実績があること

男女共同参画社会の形成

- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること(本要件の一つである「女性の活躍促進宣言の提出」のみである場合は2分の1の点数とする)
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること

仕事と生活の調和

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること、及び愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」を実施していること(いずれか一方のみ満たしている場合は2分の1の点数とする)

その他(エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進、取引適正化の推進)

- ・(エコモビリティライフの推進) あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること
- ・(安全なまちづくりと交通安全の推進) 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナー

シップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること

- ・（健康づくりの推進）愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること
- ・（取引適正化の推進）パートナーシップ構築宣言を公表していること

第5 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

県は、選定会議より審査結果等の報告を受け、最も適切で優秀な団体を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者候補者の選定結果は、令和8年10月上旬頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知するとともに結果は、県のウェブページなどで公表します。

2 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

また、指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知するとともに公告を行います。

3 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。なお、その際に収入印紙の貼付が必要な場合には、指定管理者の負担とします。

(1) 基本協定の内容

- ア 施設及び業務等に関する事項
- イ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ウ 事業報告・業務報告に関する事項
- エ 物品等に関する事項
- オ 業務の一部の再委託に関する事項
- カ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 指定管理者業務に係る情報の公開に関する事項
- ク 保険等への加入に関する事項
- ケ 災害発生時の対応に関する事項
- コ 法令等の遵守に関する事項
- サ 事業評価の実施に関する事項
- シ 指定期間満了時における事項
- ス 損害賠償等に関する事項
- セ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ソ その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。

業務の一部分のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、

承認を受けるようにしてください。

2 暴力団の排除

公の施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認めるときは、指定管理者は、県の策定する利用許可に関する審査基準に基づき、これを許可してはなりません。

3 個人情報の取り扱い

指定管理者業務に従事している者及び従事していた者は、射撃場の指定管理者業務を実施するにあたり知り得た個人情報の内容について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じます。正当な理由なく当該個人情報を提供した場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく罰則が適用される場合があります。

4 情報公開への対応

指定管理者は、射撃場の指定管理者業務に係る情報については別途情報公開要綱等を策定し、情報公開に努めることとします。

5 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合には、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければなりません。

6 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）、条例並びに愛知県スポーツ施設管理規則（平成31年愛知県規則第43号）のほか、以下の法令の遵守に気をつけてください。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条第2項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。

第244条第3項 指定管理者は、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）

(5) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

(6) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

(7) その他射撃場内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は速やかにその旨を愛知県に報告するものとします。この場合、県と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は県に指定の取消しを申し出ることができるものとします。なお、この場合において、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑に支障なく射撃場の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由により、

業務の継続が困難になった場合、県及び指定管理者は指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

なお、射撃場の指定管理者業務を行っている指定管理者が指定期間終了又は指定取り消し等により次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならないこととします。

第8 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は応募に関する業務に従事する職員若しくは関係者に対し、応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 第3の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実にないと県が認めた場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (4) 1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、審査会及び選定会議の構成員に配付することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 公表

申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請に係る費用については、すべて応募者の負担とします。

5 言語、通貨及び単位

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

6 ネーミングライツ（施設の命名権付与）

射撃場において、ネーミングライツを導入した場合、県とネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）との契約に基づき、看板やウェブページ、広報チラシ等の媒体に愛称を使用することとなります。なお、ネーミングライツの導入により、新たな経費等が発生する場合（看板や広報チラシの変更等）は、県又はパートナーが負担します。

7 その他

(1) 射撃場に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることはできます。

(2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、審査会開催日の前日までに指定管理者指定申請辞退届（様式1-2）により申し出てください。

第9 事業実施状況のモニタリング（監視）等

1 モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、業務仕様書に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング（監視）、評価します。なお、モニタリング（監視）、評価は、次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況、法令の遵守等）についての事業評価を実施し、その結果を公表します。なお、詳細については協定において定めるものとします。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、県に自己評価調査書を提出するものとします。

(3) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、利用者の満足度をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について県に報告するものとします。

・簡易アンケート（施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時実施する。）

・詳細アンケート（アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的実施する。）

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

2 監査委員による監査

県の監査委員等が県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定の取消し等

(1) 指定の取消し事由等

第8の2に掲げるほか、次のような場合に、県は、指定管理者に対して指定の取消し等（取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止）の措置を行う場合があります。

ア 指定管理者が関係法令、条例、基本協定及び年度別協定の規定に違反した場合。

イ 指定管理者が関係法令、条例、基本協定及び年度別協定の規定に基づく県の指示に

従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合。

ウ 指定管理者の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理者業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められる場合。

エ 指定管理者が基本協定に基づく県への報告を行わず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合。

オ 指定管理者が違法行為を行った場合等、指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される場合。

カ 指定管理者が、指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に規定する排除対象法人等に該当すると認められた場合。

キ 指定管理者から第7の1の申し出があった場合。

ク 第7の2の指定の取消しの協議の結果、やむを得ないと判断した場合。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責に帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとします。

4 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、県の指示に従い円滑な引継ぎに協力していただきます。

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

愛知県スポーツ局競技・施設課 施設第一グループ

〒460-8534 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎8階）

電話：052-954-6818（ダイヤルイン）

FAX：052-951-1005

メールアドレス：kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

(別 表)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		県	指 定 管理者
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	利用許可、許可の取消し等		○
	目的外使用許可	○	
施設内整備、備品の維持管理			○
周辺住民・利用者からの苦情・要望等対応		△	○
施設の修繕	250万円以上の大きな修繕 例：吊物装置等更新工事 25,920,000円	○	
	通常の維持管理（250万円未満）又は毀損したものの原状回復に要する経費 例：給気ファン制御盤修理 861,840円 放水銃設備部品取替 972,000円 更衣室パーテーション工事 442,800円 指定管理者の発意による修繕		○
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、県からの経費の支払遅延が生じた場合	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の愛知県又は指定管理者のいずれの責に帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置、対応	△	○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

○：主たる負担者 △：従たる負担者

愛知県総合射撃場
指定管理者募集要項 様式・資料編

名称	番号	頁
(様式)		
指定管理者指定申請書	(様式 1-1)	16
指定管理者指定申請辞退届	(様式 1-2)	17
指定管理者業務の実施に関する計画書	(様式 2-1)	18
指定管理者指定申請書総括表	(様式 2-2)	19
計画-1 「平等な利用の確保に関する方針」	(様式 3-1)	20
計画-2 「施設の基本的な管理運営方針」	(様式 3-2)	21
計画-3 「施設の維持管理についての考え方」	(様式 3-3)	22
計画-4 「利用者サービス向上への取組」	(様式 3-4)	23
計画-5 「利用促進への取組」	(様式 3-5)	24
計画-6 「地域や関係機関との連携についての考え方」	(様式 3-6)	25
計画-7 「経費縮減への取組」	(様式 3-7)	26
計画-8 「管理運営に係る収支計画の概要」	(様式 3-8-1)	27
収支計画書	(様式 3-8-2)	28
利用料金提案書	(様式 3-8-3)	29
計画-9 「施設管理に関する技術等」	(様式 3-9)	31
計画-10 「施設管理の実施体制の概要」	(様式 3-10-1)	32
人員配置計画書	(様式 3-10-2)	33
業務の再委託及びその点検方法	(様式 3-10-3)	35
計画-11 「人材育成の方針」	(様式 3-11)	36
計画-12 「緊急時の体制の概要」	(様式 3-12)	37
計画-13 「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」	(様式 3-13)	38
計画-14 「諸規程の整備又は方針」	(様式 3-14)	39
計画-15 「管理運営に係る PR 事項」	(様式 3-15)	40
社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	(様式 4)	41
計画-16 自主事業に関する提案	様式は任意	
法人等概要書、法人役員等一覧	(様式 5-1、2)	43
主要業務実績一覧、管理運営業務に関する実績状況	(様式 6-1、2)	45
誓約書	(様式 7)	47
共同体構成員届	(様式 8)	48
愛知県総合射撃場管理運営業務に関する共同体協定書	(様式 9)	49
委任状	(様式10)	50
愛知県総合射撃場指定管理者募集に係る説明会の参加について	(様式11)	51
愛知県総合射撃場指定管理者申請に係る質疑書	(様式12-1、2)	52

(様式 1 - 1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、指定管理者による公の施設の管理に関する条例第3条第2項の規定により申請します。

記

公の施設の名称

愛知県総合射撃場

(添付書類)

- 1 指定管理者業務の実施に関する計画書
- 2 定款又はこれに準ずるもの
- 3 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 5 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

(様式 1 - 2)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けるため令和 年 月 日
申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

公の施設の名称

愛知県総合射撃場

申請辞退理由：

(様式 2 - 1)

指定管理者業務の実施に関する計画書

施設名	愛知県総合射撃場
住所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - 2)

指定管理者指定申請書総括表 (愛知県総合射撃場)

申請者の名称 (所在地)	
平等な利用の確保に関する方針 (詳細は様式 3 - 1)	
施設の基本的な管理運営方針 (詳細は様式 3 - 2)	
施設の維持管理についての考え方 (詳細は様式 3 - 3)	
利用者サービス向上への取組 (詳細は様式 3 - 4)	
利用促進への取組 (詳細は様式 3 - 5)	
地域や関係機関との連携についての考え方 (詳細は様式 3 - 6)	
経費縮減への取組 (詳細は様式 3 - 7)	
管理運営に係る収支計画の概要 (詳細は様式 3 - 8 - 1、 3 - 8 - 2、3 - 8 - 3)	
施設管理に関する技術等 (詳細は様式 3 - 9)	
施設管理の実施体制の概要 (詳細は様式 3 - 10 - 1、 3 - 10 - 2、ローテーション表、3 - 10 - 3)	
人材育成の方針 (詳細は様式 3 - 11)	
緊急時の体制の概要 (詳細は様式 3 - 12)	
個人情報保護及び情報公開 に対する考え方 (詳細は様式 3 - 13)	
諸規程の整備又は方針 (詳細は様式 3 - 14)	
管理運営に係る P R 事項 (詳細は様式 3 - 15)	
社会的価値の実現に資する 取組 (詳細は様式 4)	
自主事業に関する提案 (任意様式)	

(様式 3 - 1)

「平等な利用の確保に関する方針」

愛知県総合射撃場を管理運営する上で、利用者の平等な利用の確保に関する方針について記入してください。

(様式 3 - 2)

「施設の基本的な管理運営方針」

愛知県総合射撃場の設置目的を踏まえ、どのような管理運営を行っていくか基本的な考え方を記入してください。(運営方針、理念等)

(様式 3 - 3)

「施設の維持管理についての考え方」

愛知県総合射撃場の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、清掃、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。
また、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(1) 基本的な考え方及び重視するポイント

(2) 具体的な方法、内容、頻度等

①安全管理

②植栽管理

③清掃

④設備保守点検

⑤施設の修繕

⑥その他

(様式 3 - 4)

「利用者サービス向上への取組」

利用者サービスの向上に対する取組について記入してください。

(1) どのようにして愛知県総合射撃場の利用者ニーズの把握と分析を行い、管理運営に反映するか記入してください。

(2) トラブルが発生した場合や苦情等が寄せられた場合の対処方法や考え方について記入してください。

(3) その他の取組について記入してください。

(様式 3-5)

「利用促進への取組」

利用促進、利用者増に関する目標値について記入するとともに、その具体的な方針や手法について記入してください。

なお、自主事業を実施する予定がある場合は、別の任意の様式にその内容を記入してください。

(1) 目標値

(2) 方針及び手法

(様式 3 - 6)

「地域や関係機関との連携についての考え方」

愛知県総合射撃場の管理運営にあたり、住民との協働や、地域や団体、関係機関との連携の考え方について記入してください。

(様式 3 - 7)

「経費縮減への取組」

愛知県総合射撃場の管理運営にあたり、どのようにして効率的な管理運営を行うか、経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

(様式 3-8-1)

「管理運営に係る収支計画の概要」

収支計画書（様式 3-8-2）を作成するとともに、その積算内訳を添付してください。（様式任意。ただしA4判で作成してください。）

また、有料施設の利用料金について、承認申請額設定の考え方や理由を利用料金提案書（様式 3-8-3）に記入してください。

(様式 3-8-2)

「収支計画書」

(単位：千円)

区 分		R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)
〽入収〽等料用利	利用料金収入					
	指定管理料収入					
	収入計(a)					
〽出支〽費営運理管	施設管理費	人件費(雇員・直営作業員)				
		清掃費				
		保守点検費				
		警備費				
		修繕費				
		雑工				
	運営費	人件費(事務所職員)				
		人件費(雇員・直営作業員)				
		イベント費				
		光熱水費				
		事務所運営費				
管理運営費(支出)計(b)						
収支差(a)-(b)						

※1 人件費には施設管理費、運営費に区分される業務に従事する人員の給与等を記入してください。(これらの欄の合計が指定管理業務全体の人件費となります。)

※2 事務所運営費には、通信・送信費、印刷製本費、消耗品費、消耗備品費、手数料、会議費、保険料、租税公課費、旅費交通費等を含めてください。

※3 その他特記事項(考え方等)があれば、備考に記入してください。

※4 積算内訳を添付してください。(なお、積算根拠が分からない場合等について、追加で資料の提出をお願いすることがあります。)

(様式 3-8-3)

「利用料金提案書」

○利用料金の設定に係る考え方等について記入してください。

--

○個々の利用料金制導入施設について利用料金の承認申請料金を記入してください。

※使用料の額は 2027 年 4 月 1 日以降の額、2024 年 12 月以降休館中のため、実績件数は 2023 年度

施設名	区分		単位	使用料の額 (単位 円)	R5(2023) 件数 (実績)	現行料金 (単位 円)	承認申請料金 (単位 円)		
会議室	第一会議室又は第二会議室		午前	1,580	—	—			
			午後	2,100	—	—			
	第三会議室		午前	2,370	—	—			
			午後	3,160	—	—			
	第四会議室		午前	1,320	—	—			
			午後	1,760	—	—			
	第五会議室又は第六会議室		午前	770	—	—			
			午後	990	—	—			
射撃施設	第一射撃場又は第二射撃場	専用利用		4時間につき	44,550	0	40,500		
				8時間につき	76,560	5	69,600		
		一般利用		学生及び生徒	1人1時間につき	240	3,585	220	
				その他の者	1人1時間につき	370	2,347	340	
	第三射撃場	専用利用		スラグ弾を使用する場合	4時間につき	46,090	2	41,900	
				8時間につき	78,870	0	71,700		
				その他の場合		4時間につき	36,850	2	33,500
						8時間につき	63,030	0	57,300
		一般利用		スラグ弾を使用する場合	1人1時間につき	1,210	585	1,200	
				その他の場合	1人1時間につき	930	693	900	
	専用利用		1面1日につき	20,240	217	18,400			

	第四射撃場	一般利用	1人1回につき	600	6,989	600	
	第五射撃場	専用利用	4時間につき		—	—	
			8時間につき		—	—	
	クレ射撃シミュレーター	学生及び生徒	1人1時間につき		—	—	
		その他の者	1人1時間につき		—	—	
	ビームライフル	学生及び生徒	1人1時間につき		—	—	
		その他の者	1人1時間につき		—	—	
第四射撃場において標的放出機を使用する場合	ラビット放出機		標的1枚につき	110	2,871	105	
	ラビット放出機以外	パウダークレーを使用する場合	標的1枚につき	90	2,770	90	
		その他の場合	標的1枚につき	45	932,832	45	

(様式 3 - 9)

「施設管理に関する技術等」

愛知県総合射撃場の管理運営を行うにあたり、貴団体が持っている技術、手法及び経験等でアピールしたい事項があれば記入してください。

(様式 3-10-1)

「施設管理の実施体制の概要」

愛知県総合射撃場にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画書」（様式 3-10-2）を作成するとともに、本部と現地の責任体制・業務実施体制も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式3-10-2)

人員配置計画書(記入例)

役 職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数など	雇 用 形 態				職員の 年齢層	1 週間の 勤務時間	備 考
			正規	パート	委託	その他(具体的に記入)			
総括責任者兼場長	愛知県総合射撃場のマネジメント全般		○				40代	40h	
運営業務責任者	経理全般、庶務事務	経理事務士3級、簿記資格	○				30代	40h	
スタッフ①	経理担当	情報処理活用能力検定準2級	○				20代	40h	
営業担当	誘客営業等	営業経験者	○				40代	40h	
スタッフ①	窓口業務			○			20代	30h	
企画担当	催事計画	イベント業務管理者	○				30代	40h	
スタッフ①	催事担当		○				20代	40h	
施設管理業務責任者	施設管理	建築設備士	○				40代	20h	本社兼務
スタッフ①			○				30代	40h	
スタッフ②			○				30代	40h	
スタッフ①	施設管理			○			50代	40h	
スタッフ②	施設管理			○			40代	40h	
スタッフ③	イベント支援			○			60代	40h	

※仕様書を確認し必要な職員を記入してください。

※配置する職員全てについて記入してください。

※役職については、愛知県総合射撃場を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。ただし、総括責任者、場長、運営業務責任者、施設管理業務責任者については必ず記入してください。(総括責任者と場長は兼務することができます。)

※能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定の上記入してください。

※職員の雇用形態は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

正規職員とは、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。パートは、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層は、20代、30代等目安で結構ですので記入してください。

※愛知県総合射撃場に常勤する職員を除き、貴団体の本社などで愛知県総合射撃場の管理に係わる人員を置く場合は、備考にその旨記入し、週間勤務時間に愛知県総合射撃場管理運営業務に係わる時間を記入してください。

※本表とは別に管理運営に係る勤務ローテーション表(標準1か月:A4判、様式任意)の案を作成し提出してください。

(様式 3-10-3)

「業務の再委託及びその点検方法」

業務の一部を第三者に委託する予定がある場合は、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記入してください。

(様式 3-11)

「人材育成の方針」

業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について記入してください。

(様式 3-12)

「緊急時の体制の概要」

事故や災害発生時などの緊急時の体制について、連絡方法及び対応を含めて記入してください。また、事故や災害発生時に的確に対応するための平時の取組（職員研修や施設の構成・構造や特性を踏まえた訓練の実施等）についても、具体的に記入してください。

(様式 3-13)

「個人情報保護及び情報公開に対する考え方」

個人情報保護に対する考え方等及び情報公開についての考え方について記入してください。(規程等を定めている場合は添付してください。)

(1) 個人情報保護に対する考え方及び個人情報の取扱い

(2) 情報公開に対する考え方 (要綱等を制定済みであればその内容も)

(様式 3-14)

「諸規程の整備又は方針」

就業、給与、決裁及び会計等の取扱いについて規程等を定めている場合は添付してください。明文化したものがない場合はどのような方針で行っているか記入してください。

(様式 3-15)

「管理運営に係るPR事項」

当該施設管理に対する参加意欲、抱負、PRしたい事項について記入してください。

(様式 4)

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

(申告者)住 所

名 称

代表者職・氏名

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	申告内容	SDGsとの相関	添付書類 (写)
環境マネジメントシステムの導入	<input type="checkbox"/> ISO14001の認証 <input type="checkbox"/> エコアクション21の認証 <input type="checkbox"/> KESの認証 <input type="checkbox"/> エコステージの認証		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 登録・承認証 <input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 認証書
自動車エコ事業所の認定	<input type="checkbox"/> 自動車エコ事業所の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
あいち生物多様性企業認証	<input type="checkbox"/> あいち生物多様性企業認証の取得		<input type="checkbox"/> 認証書
障害者法定雇用率の達成	<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況の報告義務がある (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上) <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を達成 <input type="checkbox"/> 障害者法定雇用率を未達成 <input type="checkbox"/> 報告義務がない (法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人未満)		<input type="checkbox"/> 障害者雇用状況報告書
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用	<input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等の雇用		<input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明書
障害者就労施設等からの調達実績	<input type="checkbox"/> 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績 (当該年度又は前年度)		<input type="checkbox"/> 調達実績の分かる書類 <small>契約書、納品書、請求書、領収書等</small>
女性の活躍促進	<input type="checkbox"/> あいち女性輝きカンパニーの認証 <input type="checkbox"/> 女性の活躍促進宣言の提出 <input type="checkbox"/> えるぼし認定・プラチナえるぼし認定		<input type="checkbox"/> 認証書 <input type="checkbox"/> 受理書(※) <input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録		<input type="checkbox"/> 登録証
	<input type="checkbox"/> あいちっこ家庭教育応援企業への賛同		<input type="checkbox"/> 賛同書
	<input type="checkbox"/> くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定		<input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書等
	<input type="checkbox"/> 愛知県休み方改革マイスター企業の認定		<input type="checkbox"/> 認定証
	<input type="checkbox"/> 愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施		<input type="checkbox"/> 愛知県「休み方改革」プロジェクト特設サイトの企業等ページの写し
エコモビリティライフの推進	<input type="checkbox"/> あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入 <input type="checkbox"/> エコ通勤優良事業所の認証		<input type="checkbox"/> 加入証明書 <input type="checkbox"/> 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進	<input type="checkbox"/> 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録 <input type="checkbox"/> 活動報告書の提出		<input type="checkbox"/> 登録証 <input type="checkbox"/> 報告書
健康づくりの推進	<input type="checkbox"/> 愛知県健康経営推進企業の登録		<input type="checkbox"/> 証明書
取引適正化の推進	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言の公表		<input type="checkbox"/> 宣言文

(※) あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記 入 要 領

- (1) 申告者の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- (2) 「申告内容」欄は、現在取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、該当する事項にチェックマーク(☑)を記入してください。
- (3) 提出にあたっては、「添付書類(写)」欄の該当項目(書類)にチェックマーク(☑)を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
- (4) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関(愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体)にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
- (5) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が40.0人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
- (6) 「協力雇用主の登録」及び「保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください(Webページからもダウンロードできます)。この様式に必要な事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
- (7) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です(愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます)。
なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの(「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載)に限ります。
- (8) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
- (9) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
- (10) 「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表している宣言文の写しを添付してください。
- (11) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先(愛知県庁 052-961-2111《代表》)
制度に関する事	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関する事	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関する事	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
あいち生物多様性企業認証に関する事	愛知県環境局環境政策部自然環境課生物多様性保全グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関する事	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関する事	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関する事(えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)を含む)	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定(トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む)に関する事	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちこ家庭教育応援企業への賛同に関する事	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関する事	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
愛知県「休み方改革」イニシアチブ「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の実施に関する事	愛知県経済産業局産業部産業政策課広報・企画調整グループ 愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ 愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ
エコモビリティライフの推進に関する事	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関する事	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関する事	愛知県保健医療局健康医療部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関する事	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

(様式5-1)

法人等概要書

名 称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
法人等の特色	

(様式6-2)

愛知県総合射撃場等の管理運営業務に関する実績状況

業 務 名	業 務 内 容	備 考

※本書には過去3か年程度の愛知県総合射撃場やその類似施設の管理運営業務に関する業務実績について記入してください。

※業務内容欄には、施設の概要（施設名称、所在地、施設規模、年間集客数等）、業務の概要（業務内容、管理運営体制、管理運営業務の期間等）、受注額、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

(様式 7)

誓約書

愛知県知事 殿

年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名

(共同体の場合、構成員連名で、押印してください)

愛知県総合射撃場の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

指定管理者募集要項第 3 の 1 の申請資格要件を満たしています。

提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

(様式8)

共同体構成員届

年 月 日

愛知県知事殿

共同体の名称

構成員（代表者） 所在地
名 称
代表者氏名

構成員 所在地
名 称
代表者氏名

構成員 所在地
名 称
代表者氏名

このたび、愛知県総合射撃場における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式9)

愛知県総合射撃場管理運営業務に関する共同体協定書

- 第1条
(目的)
- 第2条
(名称)
- 第3条
(所在地)
- 第4条
(成立の時期及び解散の時期)
- 第5条
(構成員の所在地及び名称)
- 第6条
(代表者の名称)
- 第7条
(代表者の権限)
- 第8条
(構成員の責任)
- 第9条
(権利義務の制限)
- 第10条
(構成員の脱退に対する措置)
- 第11条
(構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第12条
(協定書に定めのない事項)

年 月 日

構成員(代表者) 所在地
名 称
代表者氏名

構成員 所在地
名 称
代表者氏名

※上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください

(様式 10)

委 任 状

愛 知 県 知 事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）	所在地 名 称 代表者氏名
----------	---------------------

構成員	所在地 名 称 代表者氏名
-----	---------------------

私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

	所在地
共同体の代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 愛知県総合射撃場の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 愛知県と愛知県総合射撃場の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 愛知県総合射撃場の管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

(様式 11)

年 月 日

愛知県スポーツ局競技・施設課長 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者氏名

愛知県総合射撃場指定管理者募集に係る説明会の参加について

このことについて、下記の担当者が出席します。

記

参加者名 (役職) :

連絡先 TEL :

FAX :

E-mail :

(様式 12-1)

「愛知県総合射撃場指定管理者申請に係る質疑書」

名 称 :

代表者氏名 :

担当者氏名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式 12-2)

質 疑 書 (愛知県総合射撃場)

資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
	※ 用紙が不足する場合は、複写して使用してください。	

※資料名称は、本募集要項に関するものは「募集要項」、愛知県総合射撃場管理運営業務仕様書に関するものは「仕様書」、その他のものについては「その他」と記入してください。

(資料1)

愛知県総合射撃場案内図



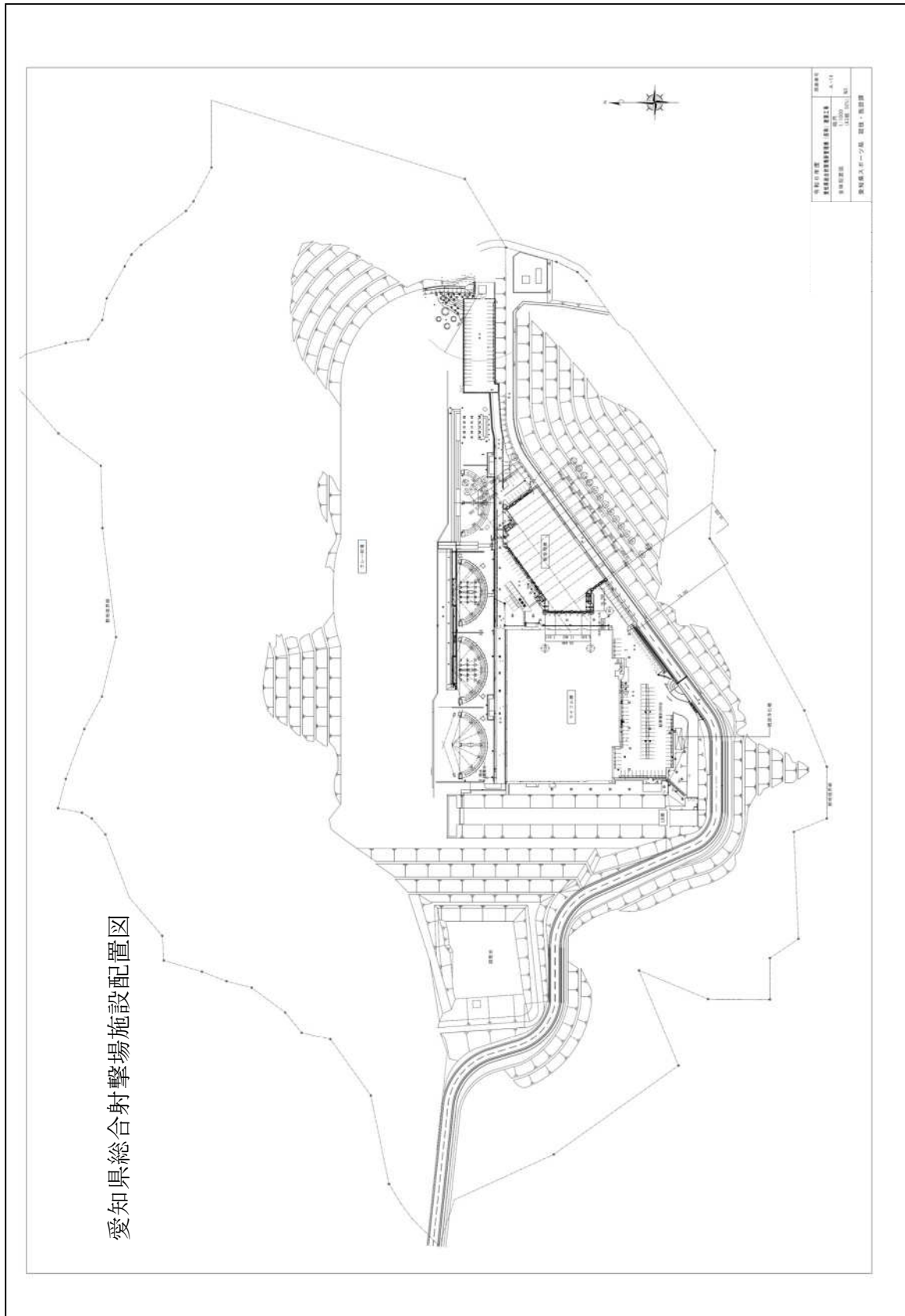
交通案内

東海環状自動車道「豊田松平インター」から
猿投グリーンロード「力石インター」から

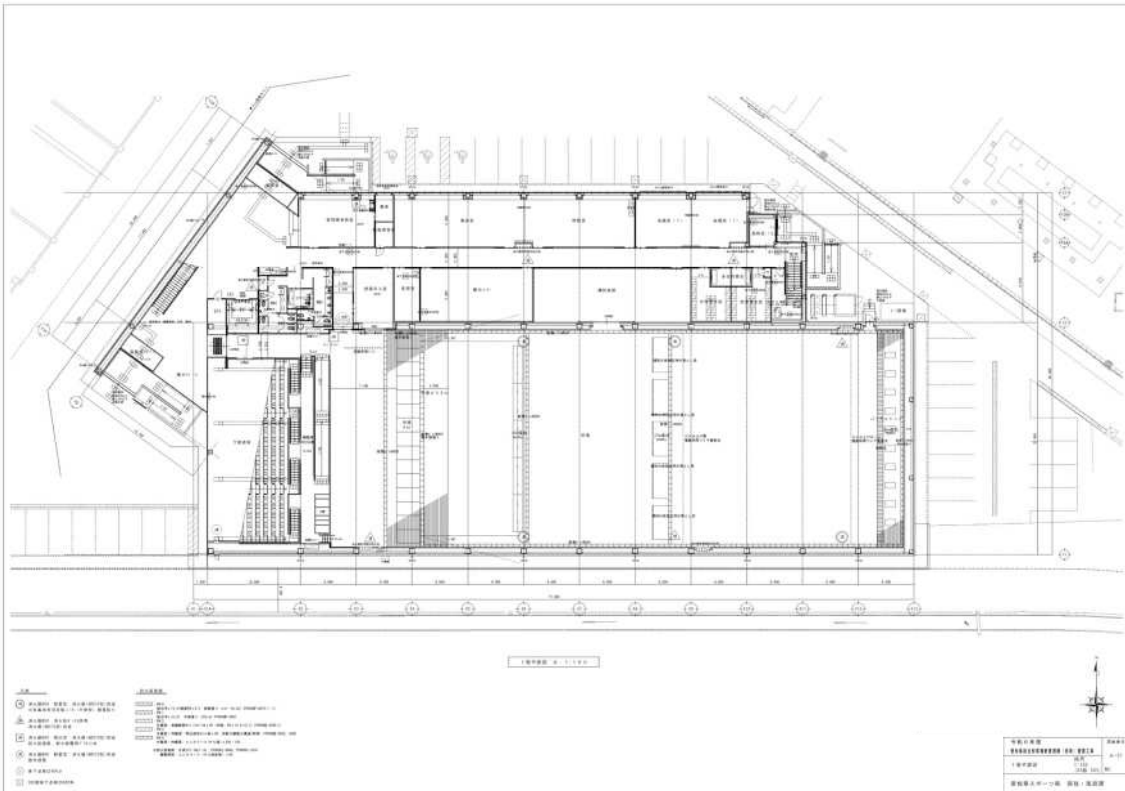
URL : <http://homepage3.nifty.com/syagekijyou/index.html>

(資料2)

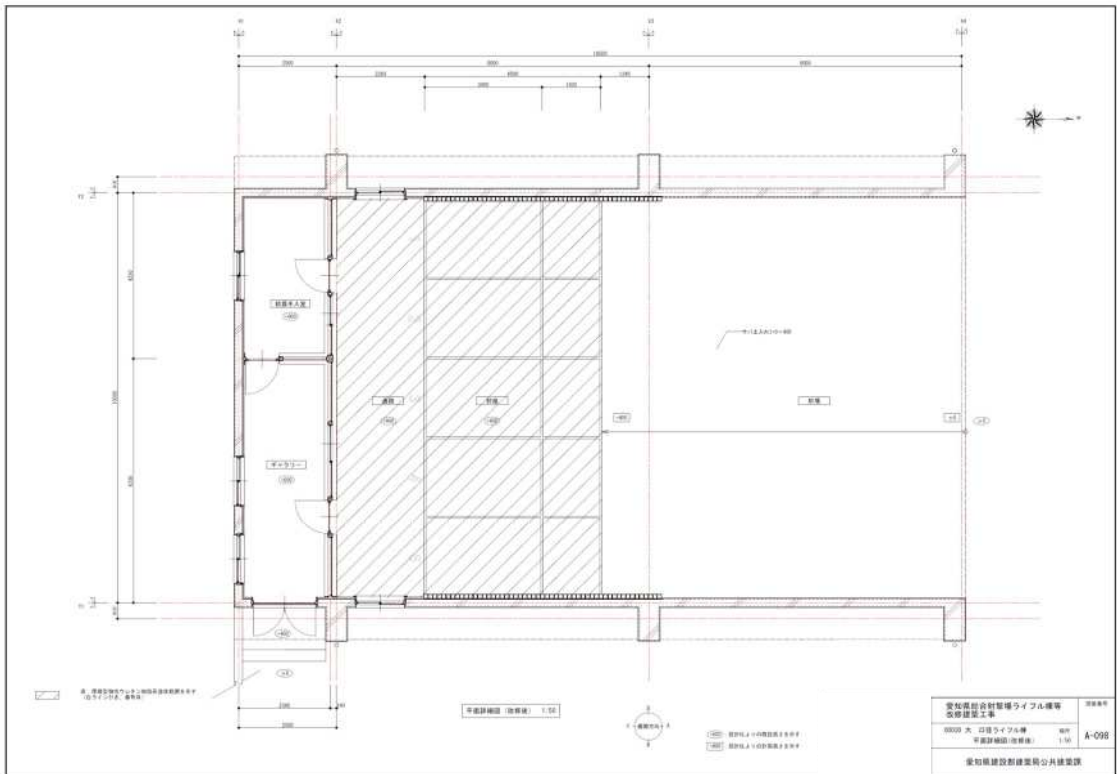
愛知県総合射撃場配置図・平面図



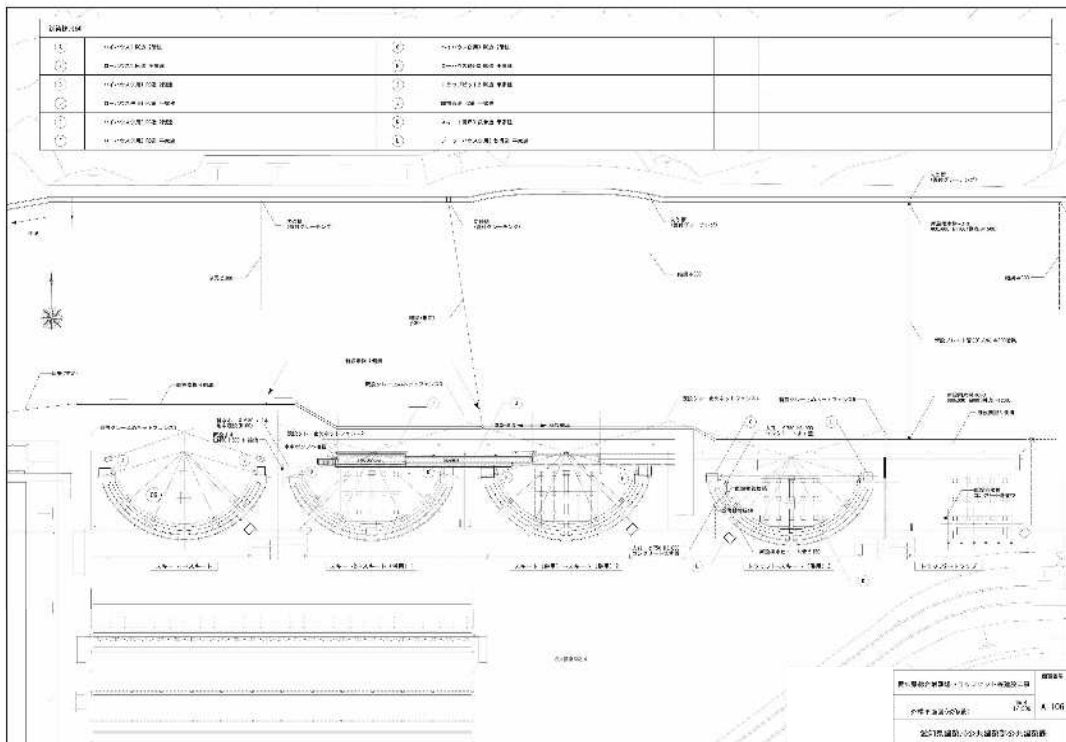
新管理棟 1 階平面図



大口径ライフル棟平面図



クレー射場平面図



(資料3)

愛知県総合射撃場の利用状況（過去3か年）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平 均
第1会議室	運営日数(日)	307	307	309	308
	回数(回)	167	161	171	166
	人数(人)	3,699	3,505	3,619	3,608
	稼働率(%)	27.2%	26.2%	27.7%	27.0%
第2会議室	運営日数(日)	307	307	309	308
	回数(回)	91	116	106	104
	人数(人)	2,912	3,512	2,860	3,095
	稼働率(%)	14.8%	18.9%	17.2%	17.0%
第3・4会議室	運営日数(日)	307	307	309	308
	回数(回)	105	116	126	116
	人数(人)	1,825	2,471	3,201	2,499
	稼働率(%)	8.6%	9.4%	10.2%	9.4%
第1射撃場 (SB)	運営日数(日)	307	307	309	308
	利用日数(日)	185	169	170	175
	人数(人)	719	674	751	715
	稼働率(%)	60.3%	55.0%	55.0%	56.8%
第2射撃場 (AR)	運営日数(日)	307	307	309	308
	利用日数(日)	250	244	265	253
	人数(人)	2,551	3,134	3,608	3,098
	稼働率(%)	81.4%	79.5%	85.8%	82.2%
第3射撃場 (LB・スラグ)	運営日数(日)	307	301	309	306
	利用日数(日)	233	233	214	227
	人数(人)	1,452	1,318	1,202	1,324
	稼働率(%)	75.9%	77.4%	69.3%	74.2%
第4射撃場 (クレー)	運営日数(日)	303	289	276	289
	利用日数(日)	288	278	260	275
	人数(人)	11,285	11,191	10,668	11,048
	稼働率(%)	95.0%	96.2%	94.2%	95.1%

※稼働率(会議室) = 利用回数 / 運営日数 / 2 (利用区分 午前・午後)

稼働率(射撃場) = 利用日数 / 運営日数

※長寿命化改修工事等により令和6年12月から令和8年11月まで休館中

(資料4)

現行利用料金一覧表

施設名	区 分		単 位	使用料の額 (27.4.1^)	現行料金			
会議室	第一会議室又は第二会議室		午前	1,580	—			
			午後	2,100	—			
	第三会議室		午前	2,370	—			
			午後	3,160	—			
	第四会議室		午前	1,320	—			
			午後	1,760	—			
	第五会議室又は第六会議室		午前	770	—			
			午後	990	—			
射撃施設	第一射撃場又は第二射撃場	専用利用		4時間につき	44,550	40,500		
				8時間につき	76,560	69,600		
		一般利用		学生及び生徒	1人1時間につき	240	220	
				その他の者	1人1時間につき	370	340	
	第三射撃場	専用利用		スラグ弾を使用する場合		4時間につき	46,090	41,900
				その他の場合		8時間につき	78,870	71,700
				スラグ弾を使用する場合		4時間につき	36,850	33,500
				その他の場合		8時間につき	63,030	57,300
		一般利用		スラグ弾を使用する場合		1人1時間につき	1,210	1,200
				その他の場合		1人1時間につき	930	900
	第四射撃場	専用利用		1面1日につき		20,240	18,400	
		一般利用		1人1回につき		600	600	
	第五射撃場	専用利用		4時間につき	44,550	—		
				8時間につき	76,560	—		
	クレー射撃シミュレーター			学生及び生徒	1人1時間につき	1,000	—	
				その他の者	1人1時間につき	1,500	—	
	ビームライフル			学生及び生徒	1人1時間につき	110	—	
				その他の者	1人1時間につき	160	—	
	実費加算	第4射撃場において標的放出機を使用する場合	ラビット放出機		標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	110	105	
			ラビット放出機以外	パウダークレーを使用する場合		標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	90	90
その他の場合				標的1枚につき (鉛対策費5円含む)	45	45		

備考 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

(資料5-1)

過去3か年の利用料金収入

単位:円

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
第1会議室		185,800	180,400	191,900	186,033
第2会議室		63,600	81,200	74,400	73,067
第3会議室		44,300	42,500	43,000	43,267
第4会議室		38,400	48,900	56,000	47,767
第1射撃場	専用利用	0	0	139,200	46,400
	一般利用	708,620	672,940	542,710	641,423
第2射撃場	専用利用	0	0	208,800	69,600
	一般利用	998,330	1,390,170	1,521,570	1,303,357
第3射撃場 (大口徑)	専用利用	67,000	67,000	67,000	67,000
	一般利用	902,700	758,700	623,700	761,700
第3射撃場 (スラグ)	専用利用	83,800	83,800	83,800	83,800
	一般利用	705,600	656,400	702,000	688,000
第4射撃場	専用利用	3,827,200	3,882,400	3,992,800	3,900,800
	一般利用	4,536,600	4,371,600	4,193,400	4,367,200
実費加算	ラビット放出機	183,855	123,900	301,455	203,070
	ラビット以外	46,340,325	45,601,560	42,226,740	44,722,875
合計		58,686,130	57,961,470	54,968,475	57,205,358

※長寿命化改修工事等により令和6年12月から休館中

(資料5-2)

過去3か年の指定管理料等の経費

(単位：千円)

区 分		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	摘 要	
利用料金等 (収入)	利用料金収入	54,969	44,806	0		
	指定管理料収入	29,932	52,841	68,341		
	参加料	542	412	0		
	その他	0	260	0		
	収入計(a)	85,443	98,319	68,341		
管理運営費 (支出)	施設管理費	人件費	54,174	56,234	49,337	事務所職員の給与等
		清掃費	927	831	0	日常清掃、臨時清掃
		施設管理費 (保守点検費等)	2,531	2,507	1,226	機械設備等保守点検、通信設備保守点検、消防設備保守点検、浄化槽清掃保守点検、定期点検等
		警備費	396	396	264	
		修繕費	1,577	2,174	4,488	庁舎修繕費、設備修繕費、備品等修繕費
		イベント費	594	460	0	
		光熱水費	3,532	2,971	2,655	電気代、ガス代、重油代、水道代
		運営費	19,447	16,843	2,706	施設整備要員賃金、指導員報償費、旅費、印刷費、消耗品費、電話代、事務機器借上料、法人税等
	管理運営費(支出)計(b)	83,178	82,416	60,676		
収支差(a) - (b)		2,265	15,903	7,665		

(資料6)

継続的に開催されている自主事業一覧

事業名	時期	令和6年度参加人数
場長杯クレール射撃大会	11月	35人
月例会	毎月1回(4月~10月)	176人
ビームライフル体験講座	9月	15人
ビームライフル射撃体験 &射撃場見学ツアー等	5月~11月	99人

※長寿命化改修工事等により令和6年12月から休館中

地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(資料 8)

関係条例・規則

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に関する条例
(平成 17 年愛知県条例第 52 号)
- ・ 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則
(平成 17 年愛知県教育委員会規則第 10 号)
- ・ 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例
(昭和 46 年愛知県条例第 6 号)
- ・ 愛知県スポーツ施設管理規則
(平成 31 年愛知県規則第 43 号)